



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

人口 23.7.1 現在
 ()内は前月比

- 人口/323,392人(-67)
- 男/152,239人(-69)
- 女/171,153人(+2)

6月分・出生 199人
 ・死亡 294人
 ・転入 595人
 ・転出 567人

- 世帯/135,356世帯(+34)

8月が納期の市税

納付期限 8月31日(水)

- 市・県民税第2期
- 国民健康保険税第2期

市税の納付は、便利な口座振替(引き落とし日は納付期限の日です)をご利用ください。

問い合わせ

納税課 ☎(866)2059

国保年金課 ☎(866)2189

1

戦没者の冥福と平和を祈りましょう

問い合わせは、福祉総務課地域福祉推進室へどうぞ。 ☎(866)2090

戦没者追悼式・平和祈念式典

先の大戦で亡くなった秋田市出身の戦没者と被災されたかたを追悼し、平和を祈念するため、「秋田市戦没者追悼式・平和祈念式典」を開催します。直接会場へお越しください。なお、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

日時 9月5日(月)午前10時～(9時開場)

会場 文化会館大ホール

小学6年生～中学生を対象に平和へのメッセージを募集します

市では、小学6年生～中学生を対象に、平和に関する作文を募集します。

内容 平和の尊さや大切さをテーマにしたもので、400字詰め原稿用紙2枚程度。題名は自由。自分で調べたことや戦争体験者から聞いた話などを参考

に、平和への思いを表現してください
応募 原稿用紙の1行目に題名、2行目に学校名、学年、組、氏名(ふりがな)を書いて、8月25日(木)まで、通学している学校か福祉総務課地域福祉推進室(福祉棟2階)へ提出してください
表彰 入賞したかたに賞状と図書カードを進呈するほか、最優秀賞受賞者(小・中学生各1人)は、9月5日(月)に文化会館で開催する「秋田市戦没者追悼式・平和祈念式典」で朗読発表していただきます

戦没者の慰霊と平和を祈る黙とうを

広島市と長崎市に原爆が投下された日と終戦の日、サイレンを設置している秋田・秋田南消防署で、1分間サイレンを鳴らします。戦没者の冥福と恒久平和を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

サイレンが鳴る日時

- ① 8月6日(土)午前8時15分
- ② 8月9日(火)午前11時2分
- ③ 8月15日(月)正午

2

23年度の二次募集分です 民間団体などが行う 保健福祉活動に助成

「ふれあい福祉基金」の運用益を活用して、民間団体が自主的に行う先進的な保健福祉活動に補助します。補助金額の上限は30万円です。

対象となる活動 在宅福祉の普及・向上を目的とする活動、健康や生きがいづくりを推進する事業、ボランティア

ア活動を活発化する事業など
●申し込み 地域福祉推進室福祉棟2階(または市ホームページにある申請書で、8月31日(水)まで、福祉総務課地域福祉推進室 ☎(866)2090
<http://www.city.akita.jp/city/wf/mn/wfund.htm>

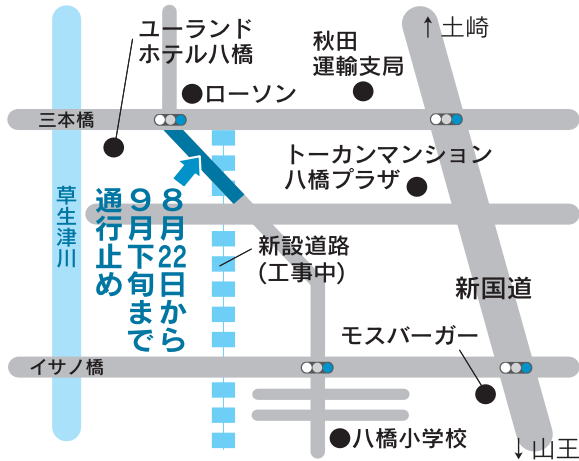
3

8月22日(月)から 八橋イサノ二丁目の 市道が通行止め

八橋イサノ二丁目地内の市道の一部が、道路新設工事のため、8月22日(月)から9月下旬(予定)まで通行止めになります。ご迷惑をおかけしますが、迂回へのご協力をお願いします。

問い合わせ 道路建設課

☎(866)2133



8月22日から
9月下旬まで
通行止め

市民便利帳の発行は8月下旬…平成23～24年度版秋田市民便利帳は東日本大震災の影響で制作が遅れており、発行・全戸配布は8月下旬になる見込みです。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。広報広聴課 ☎(866)2034



お盆の供え物は指定場所へ

8月16日(火)は精霊流しが行われます。供え物は指定のごみ袋に入れて当日の午前中に、下表の橋のもとなどに敷いてあるむしろの上に置いてください。決められた場所以外には置かないようご協力ください。

環境都市推進課 ☎(863)6631

精霊流しの指定場所はこちからです

秋田地域(旧秋田市)	
旭川筋	堂ノ下橋、水源地跡地入口橋、山内橋、藤倉橋、松原橋、添川橋、新藤田橋、旭川橋、にぎりかわはし、中島鉄橋、新中島橋、保戸野新橋、保戸野川反橋、鷹匠橋、とおりまちはし、一丁目橋、二丁目橋、三丁目橋、四丁目橋、五丁目橋、下新橋、刈穂橋、川口橋、旭橋、新旭橋、新川橋
秋田運河	勝平新橋
太平川筋	地主橋、仁部橋、三吉橋、館の越橋、本町橋、木曾石橋、八田橋、旧八田橋、松崎橋、広面一号橋、広面桜橋、桜大橋、横森橋、才八橋、百石橋、太平川橋
猿田川筋	御茶屋橋、猿田川橋、御鷹野橋、開橋、開一号橋、開二号橋、下水道汚水中継ポンプ場橋(左右)
草生津川筋	外旭川新橋、八柳橋、向山橋、草生津川橋、高野橋、三千刈橋、三本橋、イサノ橋、大道東橋、やばせ橋、面影橋
雄物川筋	秋田大橋、雄物新橋、秋田南大橋
新屋地区	西中学校前新屋排水路
仁井田地区	猿田川端橋、庚塚橋、福島橋、目長田古川橋、下久保古川橋、下久保新橋、御野場新橋、新中島橋
金足地区	黒川橋、片田中橋、福田橋、吉田多目的研修センター前、高岡新橋、浦山ふれあい広場入口、堀内橋、旧岩瀬橋
飯島地区	飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)
新城川筋	五十丁橋、新城川橋、堀川大橋、飯島川端橋
下新城地区	笠岡公民館前、笠岡橋、堰根公民館前、槻の木公民館前、岩城消防器具置き場前、下小友消防器具置き場前、上小友公民館前、長岡町内入口、青崎消防器具置き場前、幸町町内入口
土崎地区	雄物岸街区公園(土崎港西二丁目4)
上北手地区	荒巻橋、苗代沢橋
下北手地区	新桜谷地橋、赤平橋
御所野地区	御所野小学校プール脇の遊歩道
浜田地区	浜田地区コミュニティセンター前
四ツ小屋地区	城下当場公園の橋、下丁公民館の橋
河辺地域	
三内川筋	砂子淵橋、わたのは橋、飛沢橋(繫沢側)
岩見川筋	松沢橋(鶏養)、新川橋、東橋、台橋、野崎橋、岩見大橋、大沢橋、赤平橋、和田大橋(坂本)、式田橋、中の橋(戸島)、豊成橋
杉沢川筋	杉沢1号橋
神内川筋	奥出橋、神内橋
梵字川筋	畑ノ沢橋、河辺中学校橋、榎表橋、菜萁野橋
雄和地域	
雄物川筋	新波橋、中川橋、水沢橋、黒瀬橋
岩見川筋	本田橋(現在、掛け替え工事中)、芝野橋
雄和地区	新不動橋、白山橋、繫橋、銅屋橋、相川橋、平尾鳥橋
沖村地区	沖村2号橋



お米の産地が分かります

米トレーサビリティ法(※)により、お米や米加工品の産地情報を消費者に知らせることが義務づけられました。商品の容器や包装、飲食店のメニューなどで、原料米の産地がどこか分かります。

対象品目▶米(玄米・精米)、米粉、米こうじ、米飯、もち、団子、米菓(せんべいなど)、清酒、単式蒸留焼酎、みりん
※米穀等の取引などの記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に知らせることを義務づけた法律です。

問 秋田農政事務所 ☎(862)5613

寺内コミセン体育館が一時利用できません

寺内地区コミュニティセンターの体育館は耐震補強工事のため、10月7日(金)まで利用できません。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

コミセンが休館…8月13日(土)は各地区コミュニティセンターが休館します。

問い合わせ 生活総務課 ☎(866)2036

4 各種統計調査にご協力をお願いします

毎月勤労統計調査 厚生労働省が行う調査で、常用労働者1人〜4人の事業所を対象に、賃金や労働時間などを調べます。9月まで、身分証明書を持つた県の調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。詳しくは、県調査統計課へ。☎(860)12555
買い物動向調査 県が行う調査で、買い物場所や消費動向を調べます。7月に、無作為に選んだかた(県全体で1万人)に調査票をお送りしました。ま

5 農地法第3条の許可申請の受付期間

農地法第3条の許可申請(農地などの売買・賃貸借・贈与などの権利移動)の受付期間が変更になりました。事前相談は随時、受け付けています。**受付期間** 毎月20日から28日まで(翌月の農業委員会総会に案件として提出)
●問い合わせ 市農業委員会事務局 ☎(866)2270

だ記入がお済みでないかたは、ご協力をお願いします。詳しくは、県商業貿易課へ。☎(860)2244